

## 稚内市キャラクターデザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、稚内市キャラクターデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）の適正な使用を確保するため、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターデザインの名称及びデザイン)

第2 キャラクターデザインの名称は、りんぞうくんとする。

2 キャラクターデザインのデザインは、別図のとおりとする。

(著作権)

第3 キャラクターデザインの著作権は、稚内市に帰属する。

(無料使用)

第4 キャラクターデザインの使用は、無料とする。

(使用の申請)

第5 キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式の稚内市キャラクターデザイン使用申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 稚内市の機関が使用する場合

(2) 市内の教育機関（稚内市の教育機関を除く。）が教育の目的で使用する場合

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(4) その他市長が適当と認めた場合

(使用の承認)

第6 市長は、第5本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、稚内市の街づくり又は都市イメージの向上に資すると認められる使用について、当該使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認をしてはならない。

(1) 法令又は公序良俗に反する使用と認められる場合

(2) 稚内市又はキャラクターデザインの信用又は品位を失墜させる恐れがある使用である場合

(3) 特定の政党の活動又は信教に利用される恐れがある使用である場合

(4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク又は意匠として使用される恐れがある

場合

(5) 申請をした者が次に掲げるものである場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 稚内市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年稚内市条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団関係事業者

(6) その他市長が使用を承認することが適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定により使用を承認し、又は不承認した場合は、別記第2号様式の稚内市キャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7 使用期間は、使用承認をした日から当該日の属する年度の3月31日までの期間内で定める。

(許可の条件)

第8 市長は、第7に規定するもののほか、使用承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(使用上の遵守事項)

第9 使用承認を受けた者（以下「使用承認者」という。）は、次に掲げる事項（使用に第8の条件を付されていない場合にあつては、第5号に掲げる事項を除く。）を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的のみに使用すること。

(2) 定められたデザイン及び色を正しく使用し、改変をしないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用期間を遵守すること。

(5) 市長が付した条件に従うこと。

2 第5ただし書の規定により、使用承認を受けないでキャラクターデザインを使用するものは、前項第2号及び第3号に掲げる事項を遵守しなければならない。

3 第1項第2号の「改変」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクターデザインの色を変えること。
- (2) キャラクターデザインを変形し、又は反転させること。
- (3) キャラクターデザインを重ねること。
- (4) キャラクターデザインの一部を切り取って使用すること。
- (5) 名称をりんぞうくんと異なる表記で使用すること。

(見本の提出)

第10 使用承認者は、当該承認に係る見本品等を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、提出が困難なものについては、その写真をもって当該見本品等に代えることができる。

(変更の申請)

第11 使用承認者が承認された事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式の稚内市キャラクターデザイン使用承認変更申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第12 市長は、第11の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認について決定し、別記第4号様式の稚内市キャラクターデザイン使用変更承認(不承認)通知書により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第13 市長は、使用承認者が本要綱又は承認事項(第12の規定による変更の承認を受けた場合にあつては、変更後の承認事項)に違反していると認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

- 2 使用承認の取消しは、その理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 使用承認を取り消された者は、前項の規定による通知があつた日以後、当該承認に係る物件の一切の使用をしてはならない。
- 4 市長は、使用承認を取り消された者に対して当該承認に係る物件の回収を求めることができる。
- 5 稚内市は、使用承認を取り消されたことにより損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第14 使用承認者は、キャラクターデザインの使用により稚内市に損害を生じさせた場合は、これを賠償しなければならない。

(使用状況の報告等)

第 15 市長は、キャラクターデザインを使用するものに対し、キャラクターデザインの使用状況について報告させ、又はその職員に調査させることができる。

(責任の制限)

第 16 使用者のキャラクターデザインの使用によって第三者に損害が生じた場合は、稚内市は、その賠償の責めを負わない。

(補則)

第 17 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。

別図 (第 2 関係) **〔別添〕**

別記第 1 号様式 (第 5 関係) **〔別添〕**

別記第 2 号様式 (第 6 関係) **〔別添〕**

別記第 3 号様式 (第 11 関係) **〔別添〕**

別記第 4 号様式 (第 12 関係) **〔別添〕**